

— ネガティブ・オプション —

送りつけ商法にご用心。

送りつけ商法(ネガティブ・オプション)は、注文をしていない消費者に、一方的に商品を送りつけ代金を請求する商法です。

1万円？
注文した覚えが
ないのに…



ポイント

代金引換郵便を悪用したり、募金等の福祉目的をうたって商品の購入を迫る場合もあります。



あなたへのアドバイス！

商品が送付されてから、14日間(商品の引取りを請求した場合は、請求した日から7日間)保管した後の処分は自由です。代金を支払ったり、商品を送り返す必要はありません。